

国立公園資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)  
補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

事業番号  申請者名  申請日

審査結果 I. 補助事業として満たすべき要件の審査 結果:   
II. 事業内容の審査 合計得点:  0 / 100

I. 補助事業として満たすべき要件の審査 審査日

対象書類	評価項目	結果	-	-	備考
提出書類 すべて	1. 提出を要する書類が、公募期間内に漏れなく提出されている。				
	2. 申請書類の内容は、明確な根拠に基づき記載されている。				
事業実施 計画書	3. 交付規程および公募要項に定める要件を満たしている。				
	1) 関連する法令、条約等を遵守している。				
	2) 事業を実施する地域が国立公園及び国指定鳥獣保護区等の保護地域である場合、各地域の施策に反する事業ではない。				
	3) 事業の実施者、ツアー等の参加者及び周辺地域の住民が動物害を受けるリスクを著しく高める恐れのない事業である。				
	4) 訪日外国人旅行者を主たる対象とした事業である。				
	5) 原則として、野生下の動物の観察を主たる目的とするツアーに関する事業であり、観察の対象とする動物が外来生物でない。				
	6) 事業を実施する地域に生息する野生動物の個体数、生態、遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える事業ではない。				

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各審査項目について、OK / NG / 対象外 のうちから一つを選択。</li> <li>NG が一つもない事業について、補助事業として満たすべき要件を充足するとみなす。</li> </ul>	↑ 入力列
------	---	----------

II. 事業内容の審査 審査日

対象書類	評価項目	評価	得点	配点	備考
事業実施 計画書	1. 事業計画				
	1) 補助事業の目的が明確に提示され、その内容は本補助金の趣旨と合致している。			10	
	2) 環境省主要施策との関連を有する事業である。			10	
	3) 活動の目的と数値目標が適切に設定されている。			10	
	4) 補助事業の内容が具体的に提示されている。			10	
	5) 事業計画は妥当であり、事業の確実な実施が見込まれる。			10	
	6) 全国的なモデルとなるような事業である。			10	
	7) 補助事業の終了後も、組織として活動を継続することが期待される。			10	
経費内訳	2. 事業実施団体				
	1) 事業の実施主体および事業費の規模は適切である。			10	
	2) 補助対象経費の金額、使途、積算および区分設定は適切である。			10	
その他	3. 事業実施団体				
	1) 野生動物観光に関する事業実績や、専門的な知見を有する。			10	

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各審査項目について、A(良い) / B(普通) / C(悪い) のうちから一つを選択する。</li> <li>各審査項目について、選択した評価に応じて下記の通り得点を与え、合計得点を算出する。 A: 10点 / B: 6点 / C: 0点</li> </ul>	↑ 入力列
------	---	----------